# ■標茶町立標茶中学校 いじめ防止に関する基本方針

「いじめ防止対策推進法 (平成25年法律第71号)」第13条により、本校のすべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめの防止等を目的に策定する。

# ■1 いじめの定義といじめに対する本校の基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(「いじめ防止対策推進法」第2条)

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、その再発の防止に努める。

- (3) いじめに対する基本的な姿勢
  - ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
  - ② 生徒や教職員相互の人間関係を深め「絆づくり」に努める。
  - ③ 個々の生徒が安心でき、自己存在感や充実感が感じられるような「居場所」をつくる。
  - ④ いじめの未然防止・早期発見・早期解決のための様々な手段を講じる。
  - ⑤ いじめについて保護者・地域・関係機関との連携を深める。

# ■2 いじめ未然防止のための取組

<基本的な姿勢として>

- ・全教育活動を通じて「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・教師や教師集団は子どもが示すかすかなサインを見逃さない。
- (1) 学級経営の充実
  - ① 生徒一人一人が認められ、互いに思いやる雰囲気づくりや、学級の一員として自覚できるような学級経営に努める。
  - ② 生徒の自己有用感を高め、自尊感情を育む学級経営を推進する。
  - ③ 教科担任や部活動の顧問との連携を図り、「いじめアンケート」・「Q-U」や日常の学校生活から生徒の実態を十分に把握し、学級経営に反映する。
- (2) 教科経営の充実

授業改善をとおし、生徒指導の機能を生かした授業の構築を図り、他と協働する学び、学びに向かう姿勢を醸成する。

- (3) 道徳教育の充実
  - ① 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うために、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
  - ② 道徳の時間における道徳性(道徳的価値)の重点化を図る。(礼儀・思いやり・強い意志)
- (4)教育相談の充実

教育相談週間やチャンス相談等を通して、生徒の実態を把握し、朝の打ち合わせや学年部会等で共通理解を図る。

(5) 生徒会活動の充実

生徒一人一人にとって、学校生活の「居場所」ができるよう、生徒会が企画する等、生徒自らが「いじめは絶対許さない」という取組を行う。

(6) 情報モラル教育の充実

生徒のインターネットに関する現状把握に努め、道徳等で情報モラル教育の充実をめざすとと

もに保護者に対しても啓発活動を行う。

#### (7)研修の充実

いじめに関する校内研修を年間計画に位置付け、事例研究等により「いじめ防止等」に関する 教職員の資質向上を図る。

## ■3 いじめ早期発見のための取組

<基本的な姿勢として>

- ・危機管理意識:教師は生徒は発達途上にあることを踏まえ、いじめはいつ・どこで発生してもおかしくないことであり、迅速に対応する必要があることを認識する。
- ・丁寧な生徒の観察:日々の生徒の姿を丁寧に観察し、日常生徒の会話やわずかな行動から 異変を感じ取り、いじめを発見できる姿勢をもつ。
- (1)情報の共有化

「いじめアンケート」(年2回)や「Q-U」(年2回)の実施、休み時間等生徒と共に過ごす時間を積極的に設けて実態把握に努め、日常の学校生活で些細なことでも情報の共有化を図る。

(2) 保護者や地域、関係機関との連携

学校と保護者の信頼関係を築き、円滑な連携を図るとともに、保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、関係機関と連携し課題解決を図る。

## ■4 いじめ防止等に関する措置

(1) いじめの防止等の対策のための委員会の設置

本校の既存の特別委員会である「生徒指導連絡会」で対応する。

- ・目 的 いじめに関係する課題について共通理解を図り解決の手立てを講じる。
- ・構成員 生徒指導主事、教頭、学年主任、養護教諭、特別支援担当代表、 その他(必要によって、学級担任、部活動顧問)
- ・内容 いじめの早期発見に関すること(アンケート結果、教育相談等)いじめ防止に関すること いじめ事案に対する対応に関すること
- ・開催 月1回の開催とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。
- (2) いじめに対する措置
  - ① いじめを発見した場合には、情報収集を綿密に行い、事実関係を明確にする。また、当該教師(学級担任等)だけで抱え込まず、関係教師で複数の教師で対応する。
  - ② 事実が確認された場合は、状況に応じて生徒指導連絡会を開き、対応を協議する。
  - ③ いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、 いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
  - ④ 事実関係を正確に保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝える。
  - ⑤ 時系列で記録を詳細にとっておく。
  - ⑥ 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等、関係機関と連携 して対応する。
- (3) 重大事案への対処

いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事案が発生した旨を標茶町教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議した上で、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (4) いじめの事態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。
  - ① いじめの早期発見に関する取組
  - ② いじめの再発防止に関する取組